

屋外広告物の景観形成 ～「第4種禁止地域」の指定～

屋外広告物の「規制強化」

- ・屋外広告物の制限は、本市における屋外広告物の制限では最も緩い「許可地域（一般地域）」が大半の区域を占めている。（下図の左上）
（規模や表示面積も大きく、比較的高い彩度の色彩も使用可能、自己外広告物の掲出も可能など）

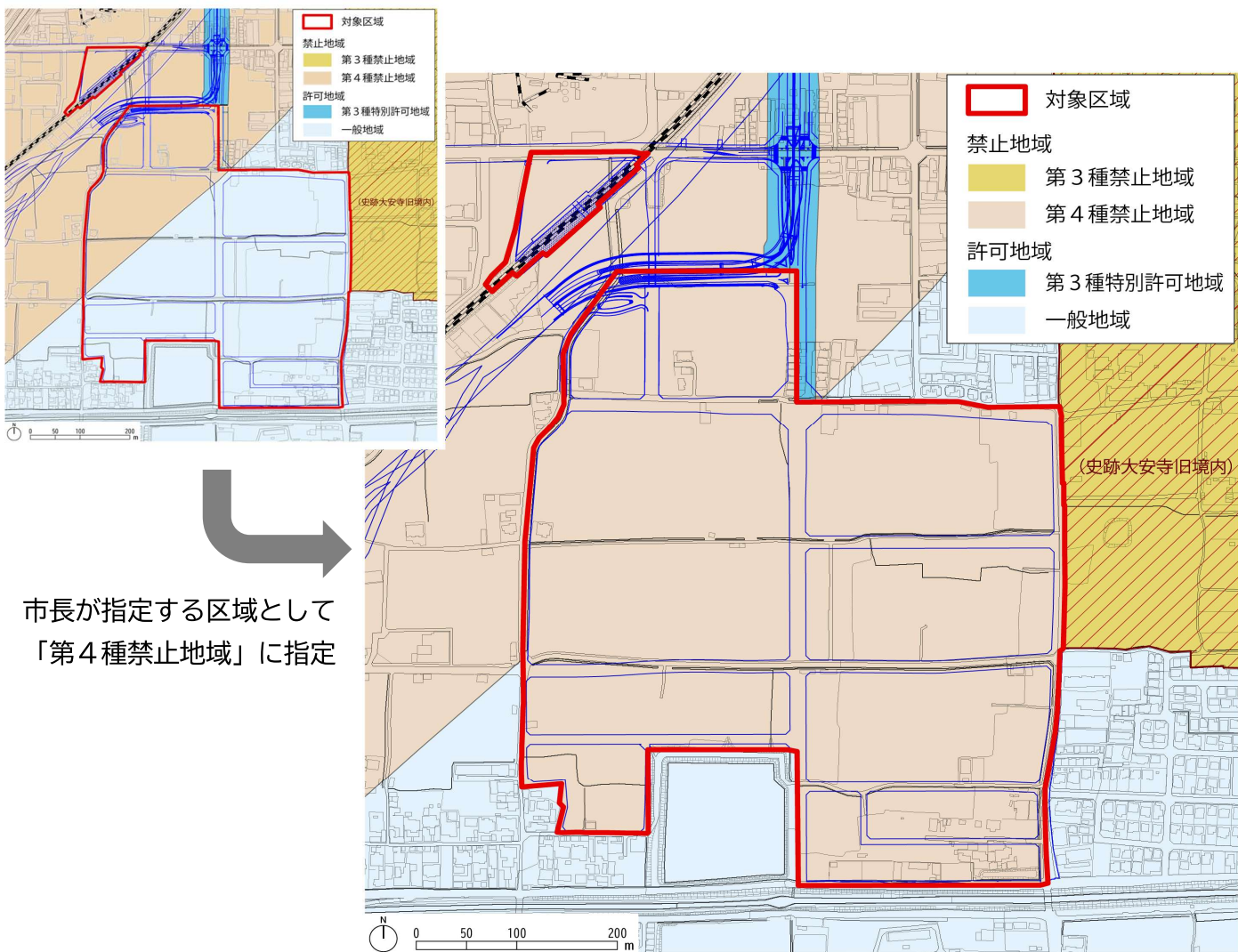
奈良市屋外広告物等に関する条例第 11 条第 2 項第 10 号※の市長が指定する区域として

対象区域全体を「第4種禁止地域」に指定

※現在は、幹線道路や鉄道からの展望禁止区域を指定している条項

条例第 11 条

- 2 禁止地域は、次に掲げる地域又は場所（規則で定める区域を除く。）とし、禁止地域の区分については規則で定める。
- （10） 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する地域又は場所



市長が指定する区域として
「第4種禁止地域」に指定

屋外広告物の規制

第4種禁止地域

【自己外広告物は原則禁止】

前提条件

テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計

制限なし

屋外広告物ごとの表示面積

10 m²以下

● 一般基準

【美観上の基準】

- ・道路境界線を越えない
- ・特定商品名のみは不可
- ・写真の面積割合は 30% 以下

- ・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可
- ・特定商品名は表示面積の 1 / 3 以下
- ・余白の面積割合は 30% 以上

など

【色彩の基準】

- ・色彩基準 C
- ・高彩度色：20% 以下、2 色以下

● 種類別基準

【壁面広告物（直付け型）】

- ・面積：合計が壁面の 1 / 5 以下
- ・数量：同一壁面に 1 テナントあたり 3 以下

【広告塔・広告板】

- ・高さ：広告塔は 6 m 以下
広告板は 5 m 以下
- ・数量：広告塔は 1 テナントあたり 1 以下
- ・板面は単純な形状
- ・自立し、移動可能な広告板：全高 1.8m 以下、全幅 1.2m 以下

【立看板】

- ・縦 1.8m 以下、横 0.9m 以下
- ・脚部の長さ 0.5m 以下

【気球広告物】

禁止

【屋上広告物】

禁止

【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

【はり札・はり紙】

- ・面積：広告物ごとに
はり札 0.5 m² 以下、はり紙 1 m² 未満

【塀及び垣広告物】

- ・高さ：塀又は垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の 1 / 5 以下
- ・数量：同一塀及び垣面に 1 テナントあたり 3 以下

【広告幕】

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：広告幕の表示面積の合計は 12 m² 以下
- ・のぼりは全高 2 m 以下、のぼり間距離 10m 以上

色彩基準

		基準 D	
		第 4 種禁止地域	
	色相	文字色等	地色
明度	無彩色 N	制限なし	制限なし
	有彩色	制限なし	7.0 以下
彩度	R, YR	12.0 以下	8.0 以下
	Y	8.0 以下	6.0 以下
	GY, G	8.0 以下	4.0 以下
	BG	8.0 以下	4.0 以下
	B, PB, P	8.0 以下	4.0 以下
	RP	10.0 以下	6.0 以下
高彩度色	割合	20% 以下	
	色数	2 色以下	

屋外広告物等の色彩基準

色彩基準 C

第 4 種禁止地域

地色 文字色等

※破線は高彩度色

